

健発0324第11号
平成23年3月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う管理栄養士免許申請等に
係る取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、管理栄養士の免許申請等について、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災県」という。）を住所地とする者及び現在被災県に居住する者（一時的に被災県に滞在する者及び一時的に被災県以外の都道府県に移動した者を含む。以下同じ。）を対象として、下記のとおり取り扱うこととしたため、御了知の上、関係各位への周知方よろしく願います。

なお、被災県の復旧状況等にかんがみ、下記の取扱いの延長等を検討することがあり得る旨を申し添える。

記

1. 平成23年管理栄養士国家試験に係る取扱いについて

（1）合格発表に係る取扱いについて

管理栄養士国家試験の合格発表については、厚生労働省のホームページに合格者の受験番号を掲載することとしている。

今般の震災の発生を受けて、現在被災県に居住する者のうち、当該ホームページを閲覧できる環境にないものや、合否結果の確認が困難なものについては、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室に対して自らの合否結果を問い合わせさせていただいて差し支えないこととする。

(2) 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

今般の震災により、官公署等が十分に機能しておらず、また、交通機関や郵便等が十分に復旧していない状況にかんがみ、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者による免許申請に係る添付書類について、①から③までのとおり取り扱うこととする。

また、②及び③の取扱い（②については(イ)の取扱いに限り、③については判決謄本の添付に係る取扱いに限る。以下同じ。）により免許申請を行った者に対しては、免許証に代えて、登録済証明書（有効期限は平成23年12月31日）を発行することとする。このため、②及び③の取扱いにより免許申請を行う者は、登録済証明書に必要事項を記入し、受取先の住所及び氏名を正確に記載した返信用封筒を免許申請書に添付することとする。当該登録済証明書を発行された者については、平成23年10月31日までに正規の添付書類を厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室あて郵送により提出することとし、正規の添付書類が揃い次第、免許証を交付することとする。

なお、②の取扱いについては被災地を本籍地とする者、③の取扱いについては被災県内に判決を受けた裁判所を管轄する検察庁が所在する者も対象とする。

① 国家試験の合格証書の添付

震災に伴い郵便物の配達が困難となった地域に居住している者については、国家試験の合格証書の添付を省略して差し支えないこととする。

② 戸籍謄（抄）本等（外国人登録原票記載事項証明書を含む。以下同じ。）の添付

(ア) 本籍地（日本の国籍を有しない者の場合は外国人登録先）等の官公署等が十分に機能しておらず、戸籍謄（抄）本等の入手が困難な者については、パスポート、運転免許証（旧様式）、卒業証書等、本籍地を確認できる書類の写しを添付することとして差し支えないこととする。

(イ) やむを得ず、(ア)の取扱いによることが困難な者については、申立書（別添1）を添付することとして差し支えないこととする。

③ 判決謄本等の添付（罰金以上の刑に処せられた者に限る。）

交通事情等により判決謄本の入手が困難な者や、震災により判決謄本及び領収書（罰金刑に処せられた者に限る。）を亡失した者については、判決謄本等に代えて、申立書（別添2及び別添3）を添付することとして差し支えないこととする。

(3) 住所地以外の都道府県での申請受付について

免許申請については、申請者の住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請することとしており、各都道府県においては、一般に、管下の保健所に申請書を提出するよう指導されているところである。

今般の震災により、官公署等が十分に機能しておらず、また、交通機関や郵便等が十分に復旧していない状況にかんがみ、被災県を住所地とする者及び現在被災県に居住する者については、現在居住する都道府県や近隣の都道府県を中心として、すべての都道府県において申請書の提出を受け付けることとする。

各都道府県においては、適切に受理し、手続を進めるよう御協力方よろしく願います。

2. 免許証を亡失、き損した者に対する登録済証明書の発行について

免許を受けた者が就職等の手続に際して免許証を必要とすることにかんがみ、被災により免許証を亡失し、又はき損した者に対し、「登録済証明書」を発行する。なお、当該登録済証明書の有効期限は平成23年12月31日までとする。

登録済証明書の発行の申請は、申請者が直接厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室あて送付することにより行うものとする。申請に際しては、管理栄養士登録済証明書(別添4)に必要事項を記載するとともに受取先の住所と氏名を記載した返信用封筒を同封すること。

(別添1)

戸籍

申立書

この度の管理栄養士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である戸籍謄(抄)本(外国人登録原票記載事項証明書)を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、厚生労働省が定めた提出期限までに、戸籍謄(抄)本(外国人登録原票記載事項証明書)を事後提出することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

(別添2)

判決謄本

申立書

この度の管理栄養士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である判決謄本を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、私が処された罰金以上の刑の詳細を申し立てるとともに、厚生労働省が定めた提出期限までに、判決謄本を事後提出することを確約いたします。

記

(1) 罪名・刑罰・罰金の場合は納付の有無

(例：暴行により罰金30万円、納付済)

--

(2) 判決を受けた年月日・裁判所 (例：平成23年3月1日、東京簡裁)

--

(3) 事件の概要

--

平成 年 月 日

住所

電話番号

氏名

印

厚生労働大臣 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

(別添3)

領収書

申立書

この度の管理栄養士免許申請において、東北地方太平洋沖地震による被害を受けたため、添付書類である領収書を用意することができませんでした。

つきましては、本申立書により、平成 年 月 日に裁判所から言い渡された罰金刑による罰金 円を支払ったことを申し立てます。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

印

厚生労働大臣 殿

注) 住所、電話番号については現在の連絡先を記載し、変更があった場合は必ず申請書の提出先へ連絡すること。

